

田村尚之選手ルーリング

田村選手が第1ラウンドの9番ホールで目的外のパッティンググリーンからそのままプレーしたことの情報があり第4ラウンドのプレー中に田村選手に確認したところ、その事実を認めました。この競技では使用しない方のパッティンググリーンは定義上の「目的外のパッティンググリーン」であり、球がその上にある場合は規則25-3に基づいて救済を受けなければなりません。このことはローカルルールの注意事項、そしてインフォメーションボードにも主な注意事項として掲示されています。

田村選手は第1ラウンドの9番ホールで誤所からのプレーをしていることになり、その2打の罰を加えずにスコアカードを提出しています。

この場合、2016年の規則6-6dの改訂により、スコアカードを提出する前に罰を受けていたことを知らずに真実のスコアより少ないスコアを提出していても、競技失格とはならず、本来受けていた罰と、一度は少ないスコアを提出したことに対する規則6-6d違反の2打の罰を違反のあったホールに課すこととなります。つまり、田村選手の第1ラウンドの9番ホールは4打でしたが、誤所からのプレーの2打の罰(規則20-7c, 規則25-3)と規則6-6d違反の2打の罰の合計4打の罰が課せられ、8打に修正されます(規則6-6d例外)。なお、この規則6-6d例外は競技が終了する前に違反が発覚した場合に適用されます。

チーフレフェリー 内田淳二

チーフルールズディレクター 市村 元

6-6 d スコアの誤記

競技者は、自分のスコアカードに記入された各ホールのスコアが正確であることについて責任がある。

競技者があるホールのスコアを真実のスコアよりも少なく申告した場合、その**競技者**は**競技失格**となる。**競技者**があるホールのスコアを真実のスコアよりも多く申告した場合は、そのホールのスコアは申告どおりとする。

例外: どのホールであっても、**競技者**がスコアカードを提出する前には罰を受けていたことを知らずに1打または複数の**罰打**を含めなかったために、真実よりも少ないスコアを提出していた場合、その**競技者**は**競技失格**とはならない。このような状況では、**その競技者は該当する規則に規定されている罰と、その競技者が規則6-6dに違反をした各ホールに対し2打の追加の罰を受ける**。該当する罰が**競技失格**である場合にはこの例外は適用しない。

注1: **委員会**は、スコアの加算と、スコアカードに記入されたハンディキャップの適用について責任がある-規則33-5参照。

注2: **フォアボール・ストロークプレー**については、規則31-3と規則31-7aを参照。